

「人種化」する米国ラティーノと非合法移民 －「ヒスパニック」から「ラティーノ」へ－

佐藤 勘治

“Racialization” of the U.S. Latinos and the unauthorized immigrants: From “Hispanics” to “Latinos”

SATO Kanji

The term “Hispanics” that appeared in 1970s’ United States has been used as a pan-ethnic category for Spanish speaking people and those from ex-Spanish colonies in the Americas and Spain. The term “Latinos”, however, tends to be replaced with “Hispanics”. This replacement of naming reflects the change of the component of the members. Now Latinos has become practically the fifth “race” category in the United States. This article traces the process of “racialization” and analyzes the relationship of anti-unauthorized immigrants’ movement and “racialization”.

「こういう男が子供たちを人種差別主義者にするのよ。」「この男は人種主義者よ。」（車から降りてきたアルパイオ保安官Sheriff Arpaioを指差して、ラティーノの母親が子供に言い聞かせた言葉。マリコパ郡のアルパイオ保安官は、アリゾナ州の移民排斥運動を象徴する人物であった。）

2010年12月放送、NHK-BS世界のドキュメンタリー「アリゾナの憂鬱」
（制作：パオネットワーク）から

メキシカン、ヒスパニック、グリーザー、チカノ、メキシコ系アメリカ人という駅を通り過ぎて、ラティーノという駅に私たちは到着した。

Mauricio Tenorio-Trillo, *Latin America: The allure and power of idea*, Chicago University Press, 2017, p.77から。
グリーザー greaserは、メキシコ人の蔑称。

はじめに

2016年米国大統領選挙運動において、「南の国境」すなわちラテンアメリカからの移民の流入を阻止する壁の建設とその費用をメキシコに払わせるとする候補者トランプの発言に、支持者である聴衆が興奮して応える様子が何度となく映像で流れた。トランプは、メキシコ系移民に直接言及して、「かれらは、麻薬を持ち込んでいる。犯罪を持ち込んでいる。強姦者である」とも非難した¹。トランプの大統領当選後、米国では、メキシコ系移民の主流からみた異質性とその脅威を強調するハンチントン『分断されるアメリカ』が再び読まれていると報じられている²。

冒頭エピソードは、アリゾナ州で加熱する移民排斥がラティーノLatinos/asにとって人種差別として現れていることを示している。2010年に成立したアリゾナ州法移民取締法SB1070は、非合法移民として合理的な疑いがあれば、州警察官が身分証明を求めることができるとした。この州法に対しては、外見のみで、すなわちレイシャル・プロファイリングによる職務質問が行われるとする懸念が呈された。自称「アメリカで最もタフな保安官」アルパイオは、度を越した移民取締で名を馳せた人物である。1992年以来連続6期アリゾナ州マリコパ郡保安官に選出されたが、2016年11月大統領選挙と同時に行われた保安官選挙で落選した。アルパイオは、2010年に成立したアリゾナ州移民法の一部に関連して裁判所のレイシャル・プロファイリング中止命令を遵守しなかったとして、2017年7月、裁判で有罪となった。しかし、2017年8月トランプ大統領から特赦を与えられ、収監を免れている³。

非合法移民対策として不法なレイシャル・プロファイリングが行われるとすれば、非合法移民の約7割がラテンアメリカ出身者であることから、その対象者は外見からラテンアメリカ系だと思われる人ということになる。アリゾナ州

1 『ワシントンポスト』のファクト・チェック「ピノキオ指数」は、最高4ピノキオと判定している。以下のURLで参照。<2017年12月6日閲覧。以下、URLについては同日に確認した。>

< <https://www.washingtonpost.com/news/fact-checker/wp/2015/07/08/donald-trumps-false-comments-connecting-mexican-immigrants-and-crime/> >

2 サミュエル・ハンチントン『分断されるアメリカ』集英社、2004年。

3 Jackie Calmes, "Trump pardons former Arizona sheriff; Joe Arpaio had been convicted of violating a court order to stop racially profiling. He faced 6 months in jail," *Los Angeles Times*, (August 26, 2017).

などメキシコ国境の近くでの取締であれば、対象者のほぼ全員がラテンアメリカ系である。米国内にいるラテンアメリカ系の人々すなわちラティーノは、永住権や市民権の有無に関わらず、対象者となる可能性がある。このことは、ラティーノが有徴なひとつの「人種」に属する一員として一括して扱われることを意味する。「人種化racialization」とここで呼ぶことにする現象である。アルパイオ保安官に対して「人種差別主義者」だと抗議するエピグラフの女性の例は、当事者による実感をよく示した発言である。

近年、米国内の人種主義は、非合法移民に対してだけでなく高まりをみせているようだ。「人種に取り付かれている点で、(米国の)21世紀初頭は、19世紀末と似ている」(括弧内は、引用者)と、歴史家テノリロ＝トリヨは観察している⁴。本論考では、ラティーノの「人種化」を、移民排斥運動の問題としてだけではなく、ラティーノ自身による公民権運動以来の権利獲得運動、マーケティングの販売戦略、ラティーノの世代交代と主流社会への同化を通して進行しつつあるものとして多面的に扱いたい⁵。

この論考では、米国に居住するラテンアメリカ出身者およびその子孫(ラテンアメリカ系)を、一般に、ラティーノと記述する。考察対象の人々は、「ヒスパニック」と呼ばれることもある。2000年、2010年センサス調査項目に準拠して、用語を並列し「ヒスパニック・ラティーノ」とする関連書もある⁶。しかし、この論考では、両用語の差異に特に注目したい。第3節で詳述するように、「ヒスパニック」から「ラティーノ」へ、用語の転換がおきているからである。用語の揺れには意味があるはずである。なお、「ヒスパニック」、「ラティーノ」と括弧付きで使う場合は、センサスなどでの実際の使用例であることを示している。

4 Mauricio Tenorio-Trillo, *Latin America: The allure and power of an idea*, University of Chicago Press, 2017, p.76. 2017年8月バージニア州シャーロットビルで白人至上主義団体と反対派の衝突事件がおき、ひとりが犠牲となった。なお、エピグラフの二番目も同書からの引用である。

5 移民政策とラティーノの「人種化」との関係に関しては、村田勝幸『＜アメリカ人＞の境界とラティーノ・エスニシティ：非合法移民問題の社会文化史』東京大学出版会、2007年が基本的視座を与えてくれる。

6 たとえば、大泉光一・牛島万『アメリカのヒスパニック・ラティーノ社会を知るための55章』明石書店。

1 公民権運動と「ヒスパニックHispanics」の登場

「ラティーノ」あるいは「ヒスパニック」と呼ばれる人々とは、南北アメリカ大陸・カリブ海地域（アメリカス）の旧スペイン領地域、たとえばメキシコやプエルトリコ、キューバなどを出自とする人々で構成される汎エスニック名称である。両者とも、米国内だけで意味をもつ比較的あたらしい範疇である。「ヒスパニック」、「ラティーノ」とも、1970年までには、当事者の運動のなかでは使われ始めていた。その後、1980年センサス回答用紙に先に登場した「ヒスパニック」が、90年代の前半まで、圧倒的に広い範囲でつかわれる傾向があった。一方、「ラティーノ」は、現在に近づくほど多く使われる傾向にある。この節では「ヒスパニック」という用語が登場する経緯を見ておきたい。

後述するように、当該の人々は、メキシコ系アメリカ人Mexican-Americanやプエルトリコ人Puerto Ricanと自称することが現在でも多い。すなわち、「ヒスパニック」や「ラティーノ」は、当該の多くの人々にとって第一に言及するアイデンティティ名称とはなっていない（注20参照）。しかしながら、センサス上だけにある概念で、実体なしに用語だけがセンサスに登場したという訳ではない。そもそも、主要な居住地域の傾向や祖先を含め米国に居住する経緯が大きく違う諸集団が、差異が見えなくなるという否定的側面を乗り越えて、ひとつの集団名をもつに至るには、連帯した社会政治運動がまず必要だった。そして、連邦政府の関与がそれに続くことになる。

「ヒスパニック」という汎エスニック範疇を作り上げた動きとは、1960年代に始まったメキシコ系やプエルトリコ系による公民権運動であった。さらに、連邦政府が対応組織を設けたことだった。公民権運動が盛んなころ、メキシコ系アメリカ人やプエルトリコ人は、黒人と同様、様々な場での人種差別やセグリゲーションを経験していた。例えば、テキサス州では、レストランへの入店を断られるなどメキシコ系への人種差別が横行していた。教育分野では機会均等や二言語教育などを求める運動が活発化した。教育条件の改善・機会均等を求めたイースト・ロサンゼルスの高校生らによる一斉授業放棄Walkoutsは、1968年3月に取り組まれている。メキシコ系のこの時期の運動は全体としてチカノ運動と言われている。1968年には、メキシコ系アメリカ人法保護教育基金MALDEFやアストラ・チカノ学生運動MEChAの前身組織が設立され、プエルトリコ系ではASPIRAが全国組織となった。

こうした動きに危機感を抱いた連邦政府は、迅速に対応した。1964年公民権法に基づいて、翌年には、雇用機会均等委員会EEOCが設立された。1967年ジ

ジョンソン大統領行政命令によりメキシコ系アメリカ人関連省庁間委員会Inter-Agency Committee on Mexican American Affairs: IMAAが結成された。同時期、チカノ運動は、高まりを見せていた。黒人公民権運動と似た様相になることを危惧したニクソン政権は、行政命令で、1969年「スペイン語話者機会向上政府委員会Cabinet Committee on Opportunities for Spanish Speaking People」を組織した。多数を占めるメキシコ系だけでなく、プエルトリコ系やキューバ系のメンバーも加えて対象を広げていく。

同時期、テキサスやカリフォルニアのメキシコ系を中心とした地域組織であった「ラ・ラサ南西部評議会」(1968年設立)は、「黒人地位向上評議会NAACP」をモデルに「ラ・ラサ全国評議会National Council of La Raza: NCLR」として、1972年にプエルトリコ系やキューバ系なども含めた各地の組織をまとめる全国組織になった。この時期まで、政府機関において呼称は確定しなかった。「スペイン系アメリカ人Spanish American」「スペイン語話者Spanish Speaker」「ヒスパノHispano」などが、メンバーを示す言葉として使われたという⁷。スペイン語である「ラ・ラサLa Raza」(英語ではthe Raceにあたる)は、民間組織が用いた名称の一つである⁸。モラによる最近の研究によれば、NCLRは、1973年には、「ヒスパニック」を用語として広めると決定し、政府機関と交渉を始めている。この言葉が選ばれたのは、意味というよりも取り込むことのできる人数のおおさを問題にしたからだという。「スペイン語話者」という言い方よりも、二世や三世などになると増える英語単一話者でも仲間として運動に加わることが可能になるからである。NCLRは、1977年には、ニュースレターの名前に「ヒスパニック」を入れている。同組織は、1970年代を通して、センサス局に対して汎エスニック調査を行うよう積極的なロビー活動をした⁹。

「ヒスパニック」という用語が選ばれる背景には、スペイン語の「hispano」(スペイン系あるいはスペイン人の意味)の訳語として英語に取り入れやすかったという側面もあった。ニューメキシコ州には、自らを「イスパノ」

7 G. Cristina Mora, *Making Hispanics: How activists, bureaucrats & media constructed a new American*, Chicago University Press, 2014, p.21.

8 主にメキシコ系が運動の中で使用した用語である。

9 Mora, *Making Hispanics*, pp.62-64. 佐藤夏樹「エスニック・マイノリティ『ヒスパニック』の創出：1970年センサスとOMB指令第15号」『西洋史学』第255号、2014年は、NCLRの提案を詳細に紹介している。14-18頁。

と呼ぶ植民地期からのスペイン家系を誇る人たちが存在していた¹⁰。前述のように、政府機関でも「ヒスパノ」が使われていた。プエルトリコ系やキューバ系も自称する場合があったからである。

英語としてみた場合、「ヒスパニック」は、形容詞が名詞化した単語であり、ラテン語のHispaniaを語源とする。オックスフォード英語辞典OEDによれば、形容詞としての使用例は16世紀からある。興味深い使用例をあげると、今からちょうど百年前、1918年に米国で創刊されたラテンアメリカ史に関する評価の高い学術雑誌『ヒスパニック・アメリカ歴史評論Hispanic American Historical Review』がある。この雑誌は、当初『イベロアメリカ歴史評論』の名で創刊計画が練られたが、創刊委員会の審議の過程で「ヒスパニック・アメリカ」に名前が変更された。その理由について、創刊号は次のように説明している。委員会のメンバーのなかに用語の理解に関する誤解があったことで、当初「イベロアメリカ」としていた。「ヒスパニック」という言葉は旧スペイン領地域だけにあてはまって、旧ポルトガル領（ブラジル）を対象にしないことになる「信じていた」からである。しかし、検討した結果、ローマ帝国領Hispaniaの領域にはポルトガルも入っているというのが「正しい意味」であると指摘する¹¹。単語「ヒスパニック」について、このエピソードから逆にわかることは、20世紀初頭、学識が高い人々の間でも、通常の意味は「スペイン系の」という意味だったということである。

政界では、1976年12月に、連邦議会の議員でヒスパニック幹部会議Congressional Hispanic Caucusが結成され、1980年にメンバーは5名となった。また、ヒスパニック文化遺産週間Hispanic Heritage Weekが、1968年、ジョンソン大統領期に始まった¹²。これらの例は、形容詞としての使用例であるが、名詞としての辞書的意味すなわち「米国に住むスペイン系およびスペイン語話者」が形成されつつあることを示している。OEDは、名詞の使用例として1972年の『ニューヨークタイムズ』の記事をあげている¹³。

10 黒田悦子『メキシコ系アメリカ人』国立民族学博物館、2000年。同書第三章がニューメキシコ州の「イスパノ」を扱っている。83-124頁。

11 Charles E. Chapman, "The founding of the review," *The Hispanic American Historical Review*, vol.1, no.1, 1918, pp.16-17.

12 Public Law 90-498, (90th Congress) Joint Resolution, (September 17, 1968).
<<http://uscode.house.gov/statutes/pl/90/498.pdf>>1988年、週間から月間に変った。現在も関連行事が行われている。

「ヒスパニック」という言葉が、広範に知られるようになったのは、1980年センサスによる。1980年、センサスに新たに設けられた設問項目「この人は、スパニッシュ／ヒスパニック出自あるいは血統ですかIs this person Spanish/Hispanic origin or descent?」に、米国の全住民が向き合うことになったのである¹⁴。この結果、「ヒスパニック」という言葉とその意味を、全住民が自らのアイデンティティに関わって知ることになった。「ヒスパニック」調査は人種調査とは違うエスニシティに関する設問として分離して問われたところに特徴があった。10年に一度のセンサスで、人種ではない範疇で、特定のエスニシティを尋ねることが全体的におこなわれたのは、この回がはじめてであった¹⁵。

人口とその分布を行政機関が調べる目的は、ラティーノへの差別を教育や行政機関を通じた施策によって緩和・解消することである。フォード大統領期の最終年1976年6月に成立した公法94-311に、調査目的が明瞭に示されている。同法は、「多くのスペイン系出自および血統Spanish origin or descentのアメリカ人が人種的、社会的、経済的、政治的差別に苦しみ、アメリカ市民としてふさわしい基本的機会を否定されている」と指摘した上で、各省庁に状況把握に努めるよう要請している。商務省は、特に、センサス局でのデータ収集活動によってスペイン系出自の人口を把握することとし、その際、スペイン語で質問を用意するよう指示している。さらに、センサス局の人員について、アフターマティブ・アクション施策という観点から「スペイン系出自および血統」の人員を採用するようとしている¹⁶。

この公法では、調査においてどのような用語を採用するかの指示はしていない。上記に示したように「スペイン系出自および血統」という用語が使われているだけで、「ヒスパニック」という用語が文面に現れていないことに注意したい。人種エスニックに関する範疇を行政用語として統一する作業は、1974年に、「教育関係連邦統合委員会Federal Interagency Committee on Education: FICE」が関連する省庁から25名のメンバーを集めて「人種とエスニックの定義に関する特別委員会Ad Hoc Committee on Racial and Ethnic Definitions」

13 Oxford English Dictionaryのネットサイトを参照した。<<http://www.oed.com/>>

14 1980年センサスのフォームは次で参照できる。

<https://www.census.gov/history/pdf/1980_long_questionnaire.pdf>

15 1970年センサスでは、人口の5%に試行調査された。

16 Public Law 94-311, (94th Congress) Joint Resolution, (June 16, 1976).

<<http://uscode.house.gov/statutes/pl/94/311.pdf>>

を設置することではじまった。この委員会を継承した、行政管理予算局Office of Management and Budget: OMB傘下の「人種・エスニシティ範疇に関する特別委員会Ad Hoc Committee on Racial/Ethnic Categories」の検討結果に基づいて、OMBは、1977年5月、指令第15番Directive No.15を出す。この指令では、人種区分として「白人」、「黒人」、「アメリカン・インディアンあるいはアラスカ先住民」、「アジアあるいは太平洋諸島人」の四つ、エスニック背景調査として、ヒスパニック出自Hispanic Originと非ヒスパニック出自Non-Hispanic Originの二つが示された。様々な批判によって、人種区分については、その後も見直しが続いた¹⁷。その結果は、調査対象の変化に反映されている。2000年センサスでは人種の調査対象として「アジア系アメリカ人」と「ハワイ先住民あるいは太平洋諸島人」が分立し、前回1990年センサスの4種類から5種類になった。また、六番目の選択肢として「なにか他の人種」の選択肢が設けられた。人種の複数回答も可能になった。

「ヒスパニック」という用語の採用が特別委員会ではどのように行われたかの記録は残されていないようだ¹⁸。しかし、モラが指摘していることに従えば、NCLRの活動が影響を与えたと言える。行政機関としては、用語を何にするかということよりも、スペイン語話者の数的把握が急務だと判断する別の決定的な理由があった。国別の移民割当をなくした1965年移民法の改正以来、スペイン語話者住民が急増していたのである（この点については、第4節で扱う）。ラテンアメリカからの移民急増の時期と、異人種間結婚規制の終焉（1967年最高裁判決Loving vs Commonwealth of Virginia）のほか、公法94-311に見られるように公民権法制定による米国内での多様性容認の動向の時期が重なったことが重要である¹⁹。この結果、米国では、スペイン語での様々な公的サービス

17 OMB指令15の制定過程とその後の改訂については、佐藤夏樹「エスニック・マイノリティ『ヒスパニック』の創出」、18-19頁、および、OMB, “Standards for the Classification of Federal Data on Race and Ethnicity,” (June 9, 1994).

<https://www.whitehouse.gov/omb/fedreg_notice_15>

18 『ワシントンポスト』は、上記「人種・エスニック定義に関する特別委員会」に参加していた25人のひとりにインタビューしている。

<https://www.washingtonpost.com/archive/politics/2003/10/15/the-roots-of-hispanic/3d914863-95bc-40f3-9950-ce0c25939046/?utm_term=.bf65cbe95e4a>

19 Tomás Almaguer, “Race, Racialization, and Latino population in the United States,” Daniel Martinez HoSang, Onekca LaBennett, Laura Pulido ed., *Racial Formation in the twenty-first century*, University of California Press, 2012, p.148.

が当たり前になったのである。

行政上の必要性から調査されることになった「ヒスパニック」という概念は、行政当局にその意図がなかったとしても、一般住民にとっては行政上以上の意味をもつことになった。メキシコ系、プエルトリコ系、キューバ系など出身地域ごとのエスニシティに基づく別々の自己認識がこれらの用語でまとめられることになった。「ヒスパニック」にチェックすることは、旧スペイン植民地と関連がありスペイン語が身近であるという新たなエスニシティに属すると認識することである²⁰。

統計局は現状を単に数値化しようとするだけである。しかし、多様なアイデンティティをもつ住民を少数の用語で分類することになるため、統計調査が新たなアイデンティティを形成する場合がある。集団としての共通意識がその成員と考えられる人々の間で不確かのものであったとしても、名称が与えられたことでエスニック集団として実体化する傾向が生まれるのである。記述された書類上の分類に基づいて行政上の扱いが異なるとすれば、日常生活の場でその分類がさらに実質化する。「実態」調査が実態を創出するという再帰的現象が生じる。たとえば、1994年ルワンダでのジェノサイドは、悲惨な結末をまねいた事例である。ルワンダでは1930年代に植民地行政上の便宜からフツとツチの名称が身分証に記載された。本来曖昧だった差異が植民地行政当局により固定化され、二つのアイデンティティが作り出されたのである²¹。

「ヒスパニック」「ラティーノ」という集団およびその呼称は、マーケティングに従事するものにとって、積極的に取り上げたいものだった²²。商品の差異化、イメージ戦略がたてやすい。スペイン語系メディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ）にとっても同様である。出自の国を横断する包括的な概念であるため、大きな消費者グループすなわち市場を形成できるからである。メキ

20 ただし、この包括的なエスニック概念が実生活において十分受け入れられているとは言えない。ピュー・リサーチセンターの2012年調べによれば、自称としてこれらの言葉を好むとする者は24%であり、51%が関連する出自の国名を、21%が「アメリカ人」を好むと答えている。D' Vera Cohen, "Hispanic? Latino? Or...?" *Pew Research Center*, (April 4, 2012). <<http://www.pewsocialtrends.org/2012/04/04hispanic-latino-or/>>

21 饗庭和彦「ルワンダにおけるジェノサイド（1994年）」松村高夫・矢野久編著『大量虐殺の社会史：戦慄の20世紀』ミネルヴァ書房、2007年。

22 この点に関しては、Arlene Dávila, *Latinos Inc.: the marketing and making of a people*, University of California Press, 2001, が詳しい。

シコ系だけを対象にした商売とラティーノを対象とした商売や放送をくらべてみれば、分かりやすい。宣伝においては言語が重要な意味を占める。スペイン語話者を対象とした場合「ヒスパニック」が有効であるが、英語を主に使用する場合には、市場がより大きいラティーノという用語がより有効である。

たとえば、1996年に創刊された女性向け雑誌『ラティーナLatina』は、ラティーナらしい消費スタイルを提案するなかで、ラティーナ性を定期的に日常的に再定義し続けている。ファッションや美容、食べ物だけでなく、読むべき小説や見るべき映画も提案する。手元にある2014年5月号を見ると、ロシア人の母とキューバ人の父をもつ女性が自らのアイデンティティ形成を語る記事「私は十分にラティーナなのか」がある。また、「私はラティーナ体型が大好き」の記事では、5人の女性が、カーヴィーな体型を自慢している。ここでは、ラティーノであることが、身体と関わっていることが示されている²³。

2 「人種化」するラティーノ

既に述べたように、センサス局の定義では、1980年から2010年まで、「ヒスパニック」「ラティーノ」は人種範疇ではなくエスニシティである。センサスにおける「ヒスパニックあるいはラティーノ」とは、「キューバ系、メキシコ系、プエルトリコ系、南・中央アメリカ系、あるいはその他のスペイン系文化あるいは出自をもつもので、人種を問わない」である²⁴。しかし、2010年までセンサス上で人種範疇ではないとして一貫していた「ヒスパニック」「ラティーノ」は、この節の最後に述べるように、現在、人種-エスニック範疇に統合される方向に動いている。つまり、「ヒスパニック」「ラティーノ」では人種範疇とエスニック範疇の差異が不明瞭になっている。ここでは、この現象を「人種化」と呼ぶことにする。背景から説明しよう。

ニュース報道や実生活において「ヒスパニック」あるいは「ラティーノ」という用語が使われる場合、通常、人種範疇と並べて比較されることになる。典型的な例として、2000年センサス結果の公表時、「ヒスパニック」が「黒人」を越えて米国最大のマイノリティとなったと大々的に報道されたことがあげら

23 Irina Gonzalez, “Am I Latina enough?” and Wand Medina, “I love my Latina body,” *Latina*, (May, 2014), p.66, and pp.102-107.

24 U. S., Census Bureau, “Hispanic Population: 2010 (2010 Census Briefs)”, (May, 2011), p.2. <c2010br-04.pdf>

れる。最大マイノリティの交代が、成員が重なりあう性格の異なる集団間の比較で発表されたのである。たしかに、マイノリティという側面而言えば、事実が報道された。しかし、人種集団である「黒人」と比較されることで、「ヒスパニック」がそれと同等の集団つまり人種的概念であるように印象づけられたのである。センサス局が用語を定着させたにもかかわらず、センサス局の定義とは別に、用語は一人歩きする。

同様の例は無数にある。たとえば、投票出口調査、学校ドロップアウト率、犯罪率、犯罪報道で使われる²⁵。アルコフは、SATの点数に関する学術報告のなかから次の部分を引用している。「人種ごとの口頭試験の平均点数は次のとおりである。白人526点、黒人434点、アジア系アメリカ人498点、アメリカン・インディアン480点、メキシコ系アメリカ人453点、プエルトリコ人452点、その他のヒスパニック学生461点」²⁶。ホリンガー『ポストエスニック・アメリカ』は、ヨーロッパ系アメリカ人（ときには白人）、アジア系アメリカ人、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック（ときにはラティーノ）、先住民（ときには先住アメリカ人）の五つが「民族人種五角形」を構成していると述べ、この「民族人種五角形」が米国のあらゆる場の個人調書、申し込み用紙やアンケートで標準的な質問項目になっていると指摘している²⁷。

ところで、人種化された言説のなかで日常生活を過ごすラティーノにとって、自己認識としてどれだけのひとがラティーノ範疇を「人種」あるいは「人種のようなもの」と考えているのだろうか。ラティーノと回答した人について人種調査部分の特徴をみることで、実体に迫りたい。

センサス結果の報告書を見ると、「白人」を選んだラティーノが最大で、2000年では48%、2010年では53%である。米国の人種認識は、近年変化を見せているとはいえ、白黒の二分法を基本とした人種主義が根強く存在する²⁸。ま

25 Rubén G. Rumbaut, "Pigments of our imagination: on the racialization and racial identities of 'Hispanics' and 'Latinos'," José A. Cobas, Jorge Duany, and Joe R. Feagin ed., *How the United States racializes Latinos: white hegemony and its consequences*, Routledge, 2016, p.24.

26 Linda Martin Alcoff, "Is Latina/o identity a racial identity?" Jorge J. E. Garcia & Pablo de Greiff ed., *Hispanics/Latinos in the United States: ethnicity, race, and rights*, Routledge, 2000, p.33.

27 デイヴィッド A ホリンガー『ポストエスニック・アメリカ：多文化主義を越えて』明石書店、2002年、32-59頁。

た、出自となるラテンアメリカの国々においても白人であることは有利である。その意味で、白人選好は当然だろう。ラティーノも他者からのまなざしの中で既存の人種枠組みに組み込まれることになる。出身地域での自己認識とは異なっていて、米国では黒人と見なされることもある。また、白人だと意識しているラティーノから黒人として差異化されるラティーノもいる。アルマゲルが「再人種化reracialization」と呼ぶこの種の問題はラティーノと人種の問題を考える際のもう一つの軸である²⁹。

二番目に選ばれた選択枝「なにか他の人種Some other race」は、「人種化」と直接結びつく回答である。2000年には43%、2010年には36.7%であった。人種を複数選んだ「二つあるいはそれ以上の人種」は、2000年6.4%、2010年6%で、ヒスパニック・ラティーノ以外では0.2%であるのと比較して高い比率を示している。ラティーノの半数ほどが、センサス局の提示した人種枠組みに何らかの違和感を感じているのが分かる。

「なにか他の人種」のチェック欄の下には、人種名を書き込む欄が設けられている。センサス局の報告書によれば、この記述欄には、人種として、「ラティーノ」などエスニシティ、メキシコ人、プエルトリコ人、エルサルバドル人など国名由来を記したものが多かった³⁰。また、ニューヨーク市とプロヴィデンス（ロードアイランド州）で、ドミニカ共和国からの移民418人におこなわれた自己認識による人種調査（自由回答）では、黒人6.6%、白人3.8%、ヒスパニック（イスパノ）27.5%、ラティーノ4.1%、インディオ13.1%、ドミニカ人12.8%、メスティーソ4.7%、トリゲーニョ4.1%などだった³¹。センサス局が用意している人種枠組みと比べ多様である。

センサス局では、2000年センサスでの「なにか他の人種」選択が多かったこ

28 2010年については、U. S. Census Bureau, “Hispanic Population: 2010,” のtable 6、2000年については、U. S. Census Bureau, “Overview of Race and Hispanic Origin: census 2000 brief,” のtable10を参照した。後者は、以下で閲覧した。<<https://www2.census.gov/library/publications/decennial/2000/briefs/c2kbr01-01.pdf>>

29 出身地域の人種枠組みから、米国の既存の人種枠組みである白人や黒人、あるいはアメリカ先住民への再定義を意味する。メキシコ系は、白人性とアメリカ先住民性との間で揺れ動くことになったし、プエルトリコ系は黒人性とともに語られた。Tomás Almaguer, “Race, Racialization, and Latino Populations in the United States,” Ramón A. Gutiérrez, Tomás Almaguer, ed., *The New Latino Studies Reader: A twenty-first-century perspective*, University of California Press, 2016, pp.215-217.

30 U. S. Census Bureau, “Hispanic Population: 2010,” p.13.

と、記述された用語に国名地域名由来のものが多かったことから、人種調査とヒスパニック調査について回答者の理解が及んでいないと判断して、設問の仕方を工夫した。2010年センサス設問8「ヒスパニック、ラティーノ、スペイン出自」では、設問直前に注を設け「このセンサスにおいては、ヒスパニック出自は人種ではない」と明記された³²。また、人種欄に出自となる国名地域名由来の用語を例示した。その結果、2000年と2010年の両センサスでの「なにか他の人種」の比率を比較すると、6%ほど減少している。センサス局の対策は一定の成果をだした。しかし、なお多くの人が「なにか他の人種」を選んでいることが重要である。単なる誤解や理解不足ではない。人種とは何かという人種概念そのものが、回答者それぞれの出身地あるいは米国での生活経験の相違などにより、多様だと言うことである。例えば、ドミニカ移民の調査（上述）では、「ヒスパニック」という用語が人種範疇として認識されている。

年少者のラティーノを対象とした人種意識に関する長期調査がある³³。この調査では、米国での経験が人種認識にどのような影響を与えているかが特に明らかになる。子どもは、表にあるように、人種欄に「ヒスパニックあるいはラティーノ」とする割合が親よりも高い。メキシコ系を例にすると、「ヒスパニックあるいはラティーノ」を選ぶ割合が子供25.5%なのに対して、親は15.9%、メキシコ人を人種としてあげるのは子供が56.2%、親が26.1%である。親の場合「その他」の比率が28.5%と飛び抜けて高い。出自となる国によって比率はことなるが、全体的にみて、子供は親よりも「ヒスパニック・ラティーノ」を選択している。親の世代は、移民一世であることが多く出身国の人種概念に影響を受けるのに対して、米国生まれの子供では、米国における体験的な人種概

31 Jose Itzigsohn, "The formation of Latino and Latina panethnic identities," Nancy Foner and George M. Fredrickson, editors, *Not Just Black And White: Historical And Contemporary Perspectives on Immigration, Race, and Ethnicity in the United States*, Russell Sage Foundation, 2004, pp.205-206. トリゲニョ *trigueño* は「小麦色、オリーブ色」の意味。ただし、ここでの%は、Rumbaut, "Pigments," p.31, table1-4からとった。

32 センサスの各年の実施済み質問用紙フォームは以下で参照できる。

https://www.census.gov/history/www/through_the_decades/questionnaires/

33 Rumbaut, "Pigments," p.33. 1992年から10年間、5000人を対象として行われた「移民子弟の縦断的研究 *Children of Immigrants Longitudinal Study*」による。この調査の一部は、アレハンドロ・ポルテス、ルベン・ルンバウト『現代アメリカ移民第二世代の研究：移民排斥と同化主義に代わる「第三の道」』明石書店、2014年で参照できる。特に319-325頁を参照。

念の影響を受けると考えられる。

表 移民の子供とその両親の自己申告人種カテゴリー（1995-1996年）

国別出自	回答者	自己申告の人種						
		白人 %	黒人 %	アジア人 %	多人種 %	ヒスパニック・ ラティーノ%	人種として の国名%	その他 %
ラテンアメリカ	親	58.1	1.5	1.1	14.7	6.4	8.3	9.6
	子供	21.9	0.8	0.0	12.1	14.0	19.6	4.6
メキシコ	親	5.7	0.0	2.1	21.6	15.9	26.1	28.5
	子供	1.5	0.3	0.0	12.0	25.5	56.2	4.5
キューバ	親	93.1	1.1	0.3	2.5	1.1	0.5	1.4
	子供	41.2	0.8	0.0	11.5	36.0	5.5	4.9
ドミニカ共和国	親	30.6	11.1	0.0	44.4	0.0	5.6	8.3
	子供	13.9	2.8	0.0	13.9	55.6	8.3	5.6
エルサルバドル グアテマラ	親	66.7	4.2	4.2	16.7	8.3	0.0	0.0
	子供	20.8	0.0	0.0	12.5	58.3	4.2	4.2
ニカラグア	親	67.7	0.5	1.6	22.0	5.4	0.5	2.2
	子供	19.4	0.0	0.0	9.7	61.8	2.7	6.5
その他 中米	親	48.0	24.0	4.0	20.0	0.0	4.0	0.0
	子供	8.0	8.0	0.0	40.0	44.0	0.0	0.0
コロンビア	親	84.6	1.1	0.0	9.9	2.2	0.0	2.2
	子供	24.2	1.1	0.0	9.9	58.2	1.1	5.5
ペルー エクアドル	親	61.8	0.0	0.0	26.5	2.9	2.9	5.9
	子供	32.4	0.0	0.0	11.8	55.9	0.0	0.0
その他 南米	親	87.8	0.0	0.0	6.1	2.0	2.0	2.0
	子供	28.8	2.0	0.0	14.3	40.8	14.3	0.0

出所：注33参照のこと。

2020年のセンサス年が近づいている。センサス局には人種エスニシティ枠組みについて様々な意見が寄せられているという。これまでの述べたように、ラティーノ回答者が、センサス局が想定した人種概念とエスニシティ概念を明確に区別していないという現実、別の言い方をあえてすればラティーノの「人種化」に対応して、センサス局は、次回のセンサスについて調査方法を大きく変更する動きを見せている。

次回2020年センサスの質問項目を検討するため、2015年、センサス局は、人種調査部分と「ヒスパニック・ラティーノ」調査部分を分けて調査する従来ど

おりの分離調査以外に、人種と出自を区別せず同一の質問項目内で並列して行う統合調査を用意して両者を試行した。統合調査については、質問文が二種類用意された。ひとつは、「人物1の人種あるいは出自はなんですか。当てはまるボックスにマークし、以下の欄に出自を書き入れなさい。一つ以上書き入れること」(下線は筆者)。もうひとつは、「どのカテゴリーが人物1に当てはまりますか。当てはまるボックスをチェックし、以下の欄に詳細を書き入れなさい。一つ以上書き入れること」となっている(下線は筆者)。統合調査では、「ヒスパニック、ラティーノ、あるいはスペイン人」を含めた従来の選択肢に加えて「中東、北アフリカ出自」が設けられ、「なにか他の人種」を合わせると選択肢は八つとなった³⁴。「ヒスパニック、ラティーノ、あるいはスペイン人」選択肢は、白人と黒人の間におかれ、二番目である。上記に引用したように、二種類のうち、ひとつでは「人種および出自」としているが、もうひとつのフォーマットでは「カテゴリー」とするだけで、どんなカテゴリーかは明示されていない。つまり、後者では「人種」や「出自」という用語を使わず、範疇の内容が示されていない。どちらの場合でも、センサス局が1980年当初定めたラティーノというエスニック概念(オリジン)が人種化したとも、人種がエスニック概念化したとも言える調査である。人種とエスニックの差異は意味を無くした。

センサス局は、2017年、この試行調査の結果を発表した。正確な数字は不明だが、発表資料上のグラフから判断すると、全対象者の内「なにか他の人種」という回答が分離調査では10%ほどなのに対して、統合調査では、2%以下である。特にヒスパニックと答えた人では、「なにか別の人種」が40%近くだったのに対して、統合調査では1%ほどになった³⁵。試行調査で明確な違いが現れた。その結果、2020年センサスでは、統合調査への調査方法の変更が有力になっていると観測されている³⁶。

34 U.S. Census Bureau, “2015 National Content Test.”

<<https://www.census.gov/newsroom/press-kits/2017/nct.html>> 「中東、北アフリカ出自」住民の把握が、行政上、必要性を増していると判断されていることを示している。

35 3種類のフォーマットは、以下、p.11, に掲載されている。

<https://www.census.gov/content/dam/Census/newsroom/press-kits/2017/2015nct-presentation_jones.pdf>

3 「ラティーノ」とラテンアメリカ人

米国センサス局での使い方を援用した併記「ヒスパニック・ラティーノ」は、日本においても、関連書籍や論文でも使われる。センサス局の定義では、ヒスパニックとラティーノは、入替え可能との印象を受ける。一般には、その定義に依拠したとしても、併記する煩雑さを避け、便宜上どちらか一方が選択される³⁷。

この節で考えたいのは、実生活での用語選択である。人は、センサス局の定義にしたがって呼称するわけではない。「ヒスパニック」、「ラティーノ」の当該者が存在している米国においては、どちらかの用語で自称することになる³⁸。その点で、実際には含意の差が重要である。日常生活の場では、どちらの用語が、どのような理由で選ばれているのだろうか。

「ラティーノ」という用語は、2000年センサス以降、「ヒスパニック」と併記されるようになった。2000年センサスでは、「スペイン人・ヒスパニック・ラティーノ Spanish/Hispanic/Latinoですか」、2010年センサスでは、「ヒスパニック、ラティーノ、あるいはスペイン系出自Hispanic, Latino, or Spanish originですか」との設問が用意された。2000年と比較すると、順番に変化がみられるし、出自originが付け加えられた。第1節で論じた「ヒスパニック」同様、「ラティーノ」も、1970年代以降、汎エスニック範疇として使われてきた経緯がある。グティエレスによれば、シカゴでのチカノ（メキシコ系）とボリクアBoricua（プエルトリコ系）が共同して闘った労働争議では、闘いの言葉として用いられた³⁹。センサスでの「ラティーノ」採用は、実際の使用傾向を反映している。

市民運動家や研究者の場合、以前から「ラティーノ」を好む傾向があったが、全体でも「ラティーノ」という用語の使用頻度が近年高まっている⁴⁰。かつて呼称「ヒスパニック」を広げた組織NCLRは、創設49年目の2017年、組織名称が時代遅れだとして、UnidosUSに名称変更した。UnidosUSのネット上の文書

36 D' Vera Cohn, "Seeking better data on Hispanics, Census Bureau may change how it asks about race," Pew Research Center, (April 20, 2017).

<<http://pewrsr.ch/2oYVUMV>>

37 例えば、朝日新聞では、米国関連の記事で「ヒスパニック」が選択されている。

38 汎エスニック概念である両用語を一切使わず、国名由来の用語を場合もある。注20を参照のこと。

39 Ramón A. Gutiérrez, "What's in the name?" *The New Latino Studies Reader*, p.44.

を見る限り、「ヒスパニック」の使用は限定的である。UnidosUSは、「すべてのラティーノのための」組織だと宣言している⁴¹。

グーグルブックス内を対象とした頻度検査Google Ngram viewerによれば、Hispanicsという単語は、1975年頃のはぼゼロから急上昇し、1994年をピークにして、頻度が減少する。一方、Latinosも1975年頃から増加する。上昇率はHispanicsに及ばないが、検査可能な2008年まで、ほぼ一貫して頻度が高まり、2003年にHispanicsを抜いた。つまり、書籍上では現在ラティーノが使用頻度として優位を占めている。専門書では、現在、圧倒的にラティーノが使われている。研究領域の呼び方、すなわち「ラティーノ研究Latino Studies」と「ヒスパニック研究Hispanic Studies」で比較すると、1998年に逆転し、2008年では前者は後者の3倍弱である⁴²。

OEDなどによれば、「ラティーノ」は、スペイン語の「ラテンアメリカ人 latinoamericano」の前半部分からとられたものである。この用語は、スペイン語の単語を語源とするが、米国内で作られ米国内で有効な範疇であることに注意したい。米国以外で使われる場合でも、「米国ラテンアメリカ系住民」を指すことになる⁴³。ローマ帝国の支配下で植民を受け入れ、言語や文化の影響をうけたフランス、スペインなど地域や人びとのことも、一般に、ラテン系（スペイン語でlatinoラティーノ）と呼ぶことがある。しかし、米国で英単語として使われる「ラティーノ」は、イタリア人やフランス人をさすことはない。「ヒスパニック」が、スペイン人を含んでいるのとは対照的である。

「ラテンアメリカ」という地域名を語源にする「ラティーノ」に対して、スペイン語話者を中心とした概念として想定されていた「ヒスパニック」という用語は力を失いつつある。「ヒスパニック」を自称するとき、使用者が自覚なくとも、帝国を確立した歴史を持つスペインの伝統や文化を、程度の差はあるとはいえ肯定的に捉えていることになる。そのひとつでもっとも重要な側面

40 メディアでは言語が重要視される。しかし、代表的スペイン語テレビUnivisionではLatinosの使用頻度がHispanicsよりも高い。次で検索した。

<<http://www.univision.com/>>

41 UnidosUS, "All about UnidosUs," <<https://www.unidosus.org/about-us/faqs/>>

42 名詞として使われる場合に限るため、Latinos, Hispanicsについては、両者とも複数形で検索した。<<https://books.google.com/ngrams>>

43 ただし、たとえば、日本の新聞などでは、日本在住のラテンアメリカ出身者について「ラティーノ」と記述されることがある。その場合、明確にブラジル人を含んでいる。

が、スペイン語を話すことである。既に述べたように、1980年から本格的に始められたセンサスによる「ヒスパニック」調査の最大の目的はスペイン語話者数を知ることだった。

センサス局による2015年推計では、5歳以上でスペイン語を家庭内で話している人口は4005万人、その内、英語を「大変上手に」話さない人口は1643万人である。また、5歳以上のラティーノ人口は5145万人である。仮にスペイン語を家庭内で話している人の全員がラティーノと回答しているとすれば、ラティーノの内78%が家庭内でスペイン語を話す、すなわち、2割以上が家でスペイン語を話していないということである。また、英語を流暢に話せるラティーノは約6割である⁴⁴。

スペイン語圏からの新たな移民は、ここ10年では減少している。そのため、2000年では米国生まれのラティーノは60%だったが、2014年には65%になった。米国生まれが増えるに従って、当然のことであるが、多くのラティーノが英語を流暢に話すようになっていく。ピュー・リサーチセンターの言語話者調査によれば、2000年と2014年を比較すると、「英語を流暢に話す」「英語しか話さない」比率は、どの年代でも上昇しているが、もっとも上昇したのは子供たちである。5歳から17歳では、2000年両者あわせて73%（それぞれ43%と30%）、2014年88%（50%と37%）である。同じ調査では、ラティーノのうち95%が、スペイン語を話すことに将来とも価値があると答えている一方で、ラティーノという自己認識にはスペイン語を話すことは必要でない⁴⁵と71%が答えている。この調査結果を見る限り、スペイン語を話すラティーノは、将来的にはますます減少することになる。

ラティーノであることとスペイン語を話すことは別であるという建前は、「ヒスパニック」概念が登場した当初からあった考え方である。第1節で紹介したように、1970年代、NCLRは、「スペイン語話者」という言葉の代替として、それよりもやや枠を広げるために「ヒスパニック」という用語を行政機関に採

44 U.S. Census Bureau, 2015 American Community Surveyによる。American Fact Finder, Selected social characteristics in the United Statesを参照。

<<http://factfinder.census.gov>>

45 Jens Manuel Krogstad, “Rise in English proficiency among U.S. Hispanics is driven by the young,” *Pew Research Center* (April 20, 2016). ピュー・リサーチセンターは、表題では「ヒスパニック」を採用している。しかし、文中では「ラティーノ」も頻出している。ここでも、揺れが見られる。<<http://pewrsr.ch/1SvfZEh>>

用させることに成功した。その時代、「ヒスパニック」は「スペイン語話者」とほぼ同一と見られていた。しかし、いま、英語しか話さない人たちが増えてくると、ヒスパニックなら当然スペイン語を話すと考えことは、現状に即さなくなった。「ヒスパニック」に代わって、「ラティーノ」が力を得ている背景のひとつはここにある。移民第二世代、第三世代が増えるに従って、言語だけでなく生活習慣を含めて第一世代とは違った価値観をもつ人々が増えている。構成員の質的変化が用語の変化に反映している。

つまり、言語よりも出自とする地域との結びつきが、ラティーノであることの本質になる。「ラテンアメリカ人」を意味する「ラティーノ」は、可能性としてはブラジル人やハイチ人も包括することになる。ラティーノを巡っては、その意味合いをめぐる、一般の人びとを巻き込んで議論されている。ユーチューブ上では、あるブラジル人女性が、自分をラテンアメリカ人だと認識しているから自分は「ラティーナ」だと述べている⁴⁶。

したがって、ラティーノとは誰かという問題は、米国においてラテンアメリカ人とは誰かという問題と同等である。最後には、「ラテンアメリカ」とは何かという問題に行き着く。例えば、ブラジルがラテンアメリカかどうかは、それほど単純な問題ではない⁴⁷。ラテンアメリカ研究とラティーノ研究は、ある意味同等の問題を扱うことになる⁴⁸。言語という分かりやすい基準が消滅したとき、現れるのは肉体的特徴や服装、仕草など外見である。「ラティーノ」という用語は、この観点からも「人種化」と親和的である。

4 ラティーノ非法移民と「人種化」

ラティーノは、米国市民権をもっているかどうかに関わりない範疇である。

46 Boldly “Latino or Hispanic?” <<https://www.youtube.com/watch?v=KBDGwB50YBY>> 上記の他、Kat Lazo Bustle, “What’s the difference between Hispanic, Latino, and Spanish?” <<https://www.youtube.com/watch?v=gs2tdjzla8Y&t=198s>>、また Frances Negrón-Muntaner, “Are Brazilians Latinos?” *The Conversation*, <<http://theconversation.com/are-brazilians-latinos-what-their-identity-struggle-tells-us-about-race-in-america-64792>>が150万人在米ブラジル人のアイデンティティやハリウッドでのブラジル系の扱い方に触れている。

47 Leslie Bethell, “Brasil and Latin America,” *Journal of Latin American Studies*, vol.42, num.3, August, 2010.

48 Tenorio-Trillo, *Latin America*, pp.100-101. この点は、「おわりに」で再度強調した。

「はじめに」で指摘したように、市民権や永住権、労働許可を所持せず、長期間米国内に居住するラティーノもおおい。センサスが把握するラティーノ人口には、非合法移民も含まれる。この節では、冒頭の問題、ラテンアメリカ系すなわちラティーノ非合法移民の取締り強化との関わりから、ラティーノの「人種化」に焦点をあてる。

取締り強化と取締り強化への批判は、どちらも「人種化」を強める働きをする。ただし、ラテンアメリカ系の非合法移民をラティーノとして仲間に加えるかどうかは、ラティーノ団体やラティーノ個人々人にとって、長い間、難しい問題であり、重要な論点だったことも重要である。白黒二分法的人種秩序のなかで「白人性」にこだわってきた「統一ラテンアメリカ系市民連合League of United Latin American Citizens,略称LULAC」などの組織が考え方を大きく転換し、非合法移民を仲間と認識するようになったのは、村田の指摘によれば、1977年10月にサンアントニオで開かれた「移民・公共政策に関する全米チカノ／ラティーノ会議」以降のことであった。チカノ運動を経ることで転換点を迎えることができたのである⁴⁹。

ラティーノ非合法移民の概要を知るために、まず、オバマ政権下でのDACA実施とトランプ政権下でのその一時停止措置を見ておこう⁵⁰。トランプ大統領は、2017年9月、オバマ政権の行政命令「DACA子供期来米者のための延期措置：Deferred Action for Childhood Arrivals」の一時停止を発表し、6ヶ月以内に新たな施策を決定するとした。DACAの手続きが開始された2012年6月から2016年9月末までに対象者と認められた総計は75万人以上であり、そのうちメキシコを出身とするものの数は約59万人である⁵¹。その他、韓国人(約7800人)、フィリピン人(約5000人)も対象となったが、ほとんどがラテ

49 この点については、村田『＜アメリカ人＞の境界とラティーノ・エスニシティ』第4章を参照のこと。

50 DACAとは、非合法移民のうち親などにつれられて入国した若者を対象として国外強制送還を停止するものである。①16歳以前に入国していること、②30歳以下、③5年以上の継続滞米、④米国において高校在学中か卒業か同程度の学力を証明できるか軍役の経験、⑤犯罪歴がないこと、⑥4万円ほどの手続き費用を払うことを条件にしていた。その潜在的対象者数は176万人だと推定されている。Jeanne Batalova and Michelle Mittelstadt, "Relief from Deportation: Demographic Profile of the DREAMers Potentially Eligible under the Deferred Action Policy," (August, 2012). 以下からダウンロードできる。<<https://www.migrationpolicy.org/research/DACA-deferred-action-DREAMers>>

ンアメリカ出身者である。オバマ政権期の2014年には、米国籍や合法的な滞在資格がある子供を持つ不法移民の強制送還を延期する政策である行政命令DAPA「アメリカ人および合法永住者の親のための延期措置Deferred Action for Parents of Americans and Lawful Permanent Residents」も出されていた。しかし、DAPAに対しては、違憲訴訟がおこされ、2016年6月にはDAPA無効の連邦高等裁判所の判決が、4対4の票数で維持された⁵²。結局、DAPAは実施されることはなかった。

DACAの趣旨は、次の点にある。手続きなしで入国したとはいえ、子どものときから米国内で生活し、米市民権をもつ子どもたちと一緒に米国で教育を受けた人材を強制送還させることは正しい政策ではない。米国社会にとって有為な人材が多くいて、強制送還は社会的損失である。しかも、多くは、自分の意志ではなく両親などによって連れられてきたのであり、当該の子どもに責任はない。市民権や永住権をもつ子どもと違いがない。DAPAは、「家族の結合union」という米国保守派にとっても重要な価値と結びついているはずである。

DACAやDAPAが対象と想定している子どもとその親に限定せず、手続きなしでの入国や期限を越えた就労目的での滞在者についても、一般の犯罪者と同等に扱うべきではないとする見方もある⁵³。実際、1986年移民法改正では、非合法移民の雇用者について罰則が導入されたが、同時に200万人以上に一定の条件の下に恩赦が行われた。しかし、1990年代以降になると、違法性が強調され、犯罪者とみなされるようになっていく。DACAに含まれる強制退去の「延期措置」という言い方も、違法性を前提としたものである。つまり、ランプ政権下だけでなく、オバマ政権下においても、恩赦をおこなわないとする姿勢が基本となっていた。恩赦は現在支持を得ていない。

51 U. S. Citizenship and Immigration Service, “Number of I-821D, Consideration of Deferred Action for Childhood Arrivals by Fiscal Year, Quarter, Intake, Biometrics and Case Status 2012-2016,” (September 30).

< [https://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/Resources/Reports and Studies/Immigration Forms Data/All Form Types/DACA/daca_performancedata_fy2016_qtr4.pdf](https://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/Resources/Reports%20and%20Studies/Immigration%20Forms%20Data/All%20Form%20Types/DACA/daca_performancedata_fy2016_qtr4.pdf) >

52 「不法移民500万人救済へ：大統領令共和党「暴挙」と批判」『朝日新聞』（2014/11/21朝刊）。

53 ジョセフ・カレンズ『不法移民はいつ<不法>でなくなるのか：滞在時間から滞在権へ』白水社、2017年。非合法移民も5年間居住したら、合法化すべきだとする。横浜達也の解説も参照されたい。

いわゆる非合法移民のなかでラティーノの占める割合は高い。1965年移民法以来、メキシコや中米、カリブ海のスペイン語圏からの移民が急増した。1970年までは1000万人程度だったラティーノは、2000年には3500万人になっている。2015年推計では、5660万人である。このうち、非合法移民の割合は、いったいどれほどなのだろうか。2015年における米国の非公認移民数は、1100万人に上るといふ。その半数以上、約600万人がメキシコ系移民だと推定されている。カリブ海地域を含めたラテンアメリカからの非合法移民総数は757万人で、全体の70%近くを占めている。メキシコ人非合法移民は、2007年をピークに以降減少に転じている。中米からの非合法移民数は2009年から2014年の間に110万人増加していると推計されている⁵⁴。なかでもホンジュラスやエルサルバドルからの年少者による単独米メキシコ国境越えが問題になっている⁵⁵。非合法移民と言え、かつては、メキシコ人にほぼ限定されたが、今では、広くラティーノとして認識することが容易になった。ラティーノ非合法移民と呼ぶことができる。

非合法移民を「犯罪者」とすることの問題性は、年少者の越境という点からは言うに及ばず、米国総人口の4%近くを占める1100万人という数字からみて明らかである。ピュー・リサーチセンターによれば、2007年以降2014年まで、非合法移民労働人口は800万人台、労働人口に占める比率は5%台で推移している。労働分野によっては、非合法移民に依存している割合が一層高い分野がある。2014年時点の推定で、農業部門では26%、建築部門では15%、運輸部門では9%である⁵⁶。ただし、ピュー・リサーチセンターの推計によれば、2012年にピークを迎えたのち、非合法移民数は微減する傾向にある。

非合法移民について考える際には、メキシコ国境近くで逮捕、送還される人

54 Jeffrey S. Passel and D' Vera Cohn, "Overall Number of U.S. Unauthorized Immigrants Holds Steady Since 2009," *Pew Research Center*, September 2016. 以下からダウンロードできる。

< <http://www.pewhispanic.org/2016/09/20/overall-number-of-u-s-unauthorized-immigrants-holds-steady-since-2009/> >

55 「米へ不法入国の子急増」『朝日新聞』(2014/7/11朝刊) など参照のこと。

56 "Size of U.S. unauthorized immigrant workforce stable after the great recession: Declines in eight states and increases in nine states since 2009,"

< <http://www.pewhispanic.org/2016/11/03/size-of-u-s-unauthorized-immigrant-workforce-stable-after-the-great-recession/> >

数を考慮する必要がある。そのほとんどが潜在的ラティーノだからである。「移民統計年鑑」によれば、国境パトロールによって拘束されたもののうち国外退去命令order of removalによらない送還者数は、1970年代後半以降年間100万人近くになり、1990年度以降は100万人を超えるのが常態になった。しかし、2007年度以降、明らかにその数は減少に転じた。2015年度では13万人となっている。一方、2015年度における逮捕者は、約46万であり、そのほとんどは中米諸国とメキシコ出身者である。このうちメキシコ人の比率は6割程度で、中米を中心とした多国籍化が進んでいる⁵⁷。

移民を「犯罪者」化する重要な「装置」は国境管理の強化である。近年注目を浴びるようになった境界研究Border Studiesの分野では、国境の透過性がそこを越える人の性格によって一律ではなく、国境は、越境者の差異を制度化すると指摘している⁵⁸。ロジュールは、「障壁設置の具体的目的は、すべての人の流れを止めることでは決してなく——世界で最も越境率が高いと言われる合衆国とメキシコの国境を考えればおのずとわかるだろう——、越境する人々を検問所で「悪人」と「善人」に選別し、管理することにある」と簡潔に述べる⁵⁹。ガッサン・ハージも、的確に次のように指摘する。「たとえば、今日カリフォルニアで、敵意にあふれた反移民言説が支配的であることと、国境を越えてやってくるメキシコ人不法労働者の増大が同時並行しているあり方はしばしば逆説的だと考えられている。しかし実際には、このふたつは補完的プロセスであるとみなさなければならない。反移民言説は、継続的に移民を招かれざる存在として構築しつづけることで、アメリカの雇用主にとっての移民の経済的価値をまさに維持しているのだ。かれらは「望まれざるもの」として、ぜひとも望まれているのである」⁶⁰。

57 U.S., Department of Homeland Security, *2015 Yearbook of Immigration Statistics*, table 34 and table 39, pp.92-94, and p.103.

< https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/Yearbook_Immigration_Statistics_2015.pdf >

58 アレクサンダー・C・ディーナー、ジョシア・ヘーガン『境界から世界を見る：ポータースタディーズ入門』岩波書店2015年、118頁、岩下明裕『入門国境学』中公新書2016年、65-69頁。

59 ステファン・ロジュール「現在おきているのは構造的な『対移民戦争』である」森千香子、エレン・ルバイ『国境政策のパラドクス』2014年、28-30頁。

60 ガッサン・ハージ『ホワイト・ネイション：ネオ・ナショナリズム批判』平凡社2003年、239頁。

国境管理の強化を求めるようになる日常生活における直接の契機は、非合法移民ラティーノの都市部への定住による顕在化と可視化である。かつて本国と米国の農村部の間を行き来していたメキシコ人非合法移民は、南西部だけでなく全土にわたって近年都市部に定住化する傾向にある。メキシコ人移民について継続的に統計処理をしている「メキシコ移民研究プロジェクトMMP」によれば、定住化の傾向は、1986年移民法改訂以降進んでいた。MMPは、定住傾向のほか、都市労働への移行、米国に帰化する割合の上昇が近年のメキシコ移民の変化だと指摘し、「大転換」と呼んでいる⁶¹。1960年代以降、他の移民労働者一般も都市部で顕在化する傾向がみられた。国際労働力移動に関する理論をまとめたサッセンは、多国籍企業の世界展開によって、その本部が置かれる「グローバル・シティ」へ低賃金移民労働者が集中するメカニズムを明らかにしている⁶²。メキシコ系移民も、人目につきにくい農業労働から都市サービス労働に労働の場を移す傾向が徐々に見られた。

顕在化は、住民の反発を招いた。1994年には、カリフォルニア州で不法に越境した移民のために税金が使われることに納得できないとする人々が不法移民への公的サービスの禁止を求めた住民提案187号が可決された。この住民提案を巡る議論の過程や北米自由貿易協定関連のテレビ報道などで、高速道路の逆走など国境での不法越境の様子が実写として放映される機会が増えた。映画業界も不法越境を話題とした。たとえば、「メンインブラック」(バリー・ソネンフェルド監督、1997年)がその冒頭でメキシコ人越境者のすがたを米国にいつのまにか住み着いているエイリアンと重ねて印象的に描いた。2000年代になると、メキシコ北部で展開されたカルテル間抗争やメキシコ軍による取締、いわゆる「麻薬戦争」の映像は、メディアが好んだ映像であり、越境者を脅威として見なすことに十分説得的であった。こうして、日常生活の場においても、メディアにおいても、非合法移民の姿が頻繁に可視化されたのである。

非合法移民の顕在化とメディアによる可視化は、手続きなしで越境する移民が法律を無視し国家に混乱をもたらす「犯罪者」であるというイメージを固めることになった。移民の経済的役割とは切り離されて、違法性自体が問題とされる環境が形成された。インダによれば、国境警備隊により捕獲され送還さ

61 Jorge Durand, Douglas S. Massey, and Emilio A. Parrado, "New Era of Mexican Migration to the United States," *The Journal of American History*, Sep. 1999, p.525.

62 サスキア・サッセン『労働と資本の国際移動：世界都市と移民労働者』岩波書店1992年。

れた人数が公表され様々なメディアで引用されていくのは、1975年からである。「移民統計年鑑」に非合法移民の数が推計されるようになるのは1995年である。インダは、数が語られることこそが、非合法移民の「犯罪者」化と一体であったと指摘している⁶³。1986年移民法改正の議論でも送還者数が問題とされた⁶⁴。さらに、2001年9.11以降、非合法移民の存在は一層問題視された。非合法移民の存在は国家としてのほころびを示すものだとする考え方が普及する。

この結果、国境線の管理厳格化が求められるようになる。国境線でのフェンス建設は、2006年安全保障フェンス法Secure Fence Actに基づいて河川部以外ではほぼ完成している。だが、車両の通り抜けを阻止するだけのものも含まれ、メディアなどで可視化されると、脆弱性が議論的になった⁶⁵。トランプの壁建設主張は、こうした背景をもとに行われた。越境者はあらゆる手段を使ってフェンスを越える。国境フェンスは「不法移民」を創り出す装置である。

移民排斥が「人種化」とともに行われるのは、米国移民史の通例である。ナイは、「1920年代、移民政策は米メキシコ国境を文化と人種の境界線として、不法移民を生み出すものとして再定義した」と指摘している⁶⁶。1920年代は、在米メキシコ人を他者化する「メキシコ人問題」が喧伝された時代である。大恐慌を原因にして、次の1930年代には、メキシコ系移民40万人が南西部および中西部からメキシコに強制送還させられた。その選別は、レイシャル・プロファイリングによるものだった。

しかし、それ以降、1990年ごろまで、経済悪化などで焦点化されない限り、移民の存在は問題視されてこなかった。はじめて「非合法」移民がうみだされることになったのは、ブラセーロ計画（1942-1964年）と呼ばれた政府間短期労働者契約で「合法」移民が登場したためである⁶⁷。ラテンアメリカからの非

63 Jonathan Xavier Inda, *Targeting Immigrants: Government, technology, and ethics*, Blackwell, 2006, p.77.

64 村田『＜アメリカ人＞の境界とラティーノ・エスニシティ』131-132頁。

65 Marc R. Rosenblum, "Measuring Border Security: U.S. Border Patrol's New Strategic Plan and the Path Forward," U. S. House of Representatives, Committee on Homeland Security, Subcommittee on Border and Maritime Security, (May 8, 2012), nsp49-050912-02.pdf, <https://www.hsd.org/> (Homeland Security Digital Library文書)。
<<https://homeland.house.gov/files/Testimony-Rosenblum.pdf>>

66 Mae M. Ngai, *Impossible subjects: Illegal aliens and the making of modern America*, Princeton University Press, 2004, p.67.

合法移民が急激に増えたのは、1965年移民法により、西半球に12万人の移民割当が行われた時からである。そもそも非合法移民問題が政治的争点とされるようになるのは、1970年代初頭以降であると村田は指摘している。「非合法性そのものが悪であり、それがアメリカのナショナル・インテレストをむしばみ続けるのだという認識枠組みは、非合法移民が実害か否かという問いとはしばしば切り離されたかたちで移民法改編議論の最前線において強調されるようになってきた」。しかし、このとき問題視されたのは、「非合法性」よりも「ナショナル・インテレスト」の方であった⁶⁸。「米国的価値」が崩れるかもしれないという危機感である。1986年移民法制定時の議論を整理した村田は、何が「問題」とされたのかについて、結局は、中身が示されることのない「ナショナルな価値」の防衛という課題に束ねられたと指摘している⁶⁹。

米国的価値の中心には「白人性」がある。ラティーノが「白人」とは異なる「人種」的な概念として立ち現れる構造が、非合法移民問題を通して見られるのは現在でも同様である。

おわりに

1970年代から汎エスニック範疇として米国社会で登場した「ヒスパニック」は、現在「ラティーノ」と呼ばれることが多くなった。エピグラフにあるように、テノリオ＝トリヨの言い方では、いま、「ラティーノという駅に私たちは到着した」のである。この論考を通じて明らかにしたように、呼称の変化は、単なる好みの問題ではなく、対象とする集団構成員の変化を反映したものである。変化とは、定住化によるスペイン語話者の減少と出自の地域の多様化である。また、非合法移民の顕在化は、多用な出自を見えにくくし、「犯罪者」として一律に扱うことを可能にした。現在、ラティーノは、実質的に米国社会の第五番目の「人種」範疇となっている。

ラティーノの人種化に関する先行研究は多数有る。この論考では、その一部を参照したにすぎない。また、米国における人種概念に関する最近の考え方についても、ここでは検討することができなかった⁷⁰。したがって、見逃してい

67 この結果、ウエットバック作戦Operation Wetbackと呼ばれる非合法移民取締政策が、1954年主にテキサス州でおこなわれた。

68 村田『＜アメリカ人＞の境界とラティーノ・エスニシティ』108頁、111頁。

69 同上書113頁。

る点や残されている課題は多いはずである。しかし、不十分ながら研究の一步を踏み出せたと思う。ラテンアメリカ研究を主な研究領域としてきた筆者にとっては、以下の展望が開けたことが、最大の収穫である。

ラティーノとは、すなわち「ラテンアメリカ人」のことである。ここに、ラテンアメリカ研究とラティーノ研究の共通課題がみえてくる。ラテンアメリカとは何かを究明することが重要な課題であるラテンアメリカ研究は、ラティーノ研究とつながることになる。すでにその動きはおきているとテノリオ＝トリリヨは述べ、学の新しい可能性を展望している。ここでは、この先には踏み込む余裕はないが、南北アメリカを二つの世界に分けて論じるのではなく、一体として論じる道筋が開けるのではないかと思う。テノリオ＝トリリヨは、次のように、一見当たり前だが、見逃しがちな点を指摘している。「ラティーノという用語が何らかの意味をもっているのは、合衆国においてだけ、あるいは合衆国からだけである。可能性のあるすべての意味において、また可能性のあるすべての含意で、合衆国がなければ、ラテンアメリカもラティーノも存在しない」⁷¹。

70 Michael Omi, Howard Winant, *Racial formation in the United States*, Third edition, Routledge, 2014. 邦語では佐藤夏樹の諸論考が重要であるが、ここでは十分検討できていない。

71 Tenorio-Trillo, *Latin America*, p.77.

